

沖縄県 高年齢者の生活困窮実態調査報告書 ～支援の現場から見えてきた傾向～

(概要版)

令和6年6月

沖縄県生活福祉部

沖縄県保健医療介護部

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

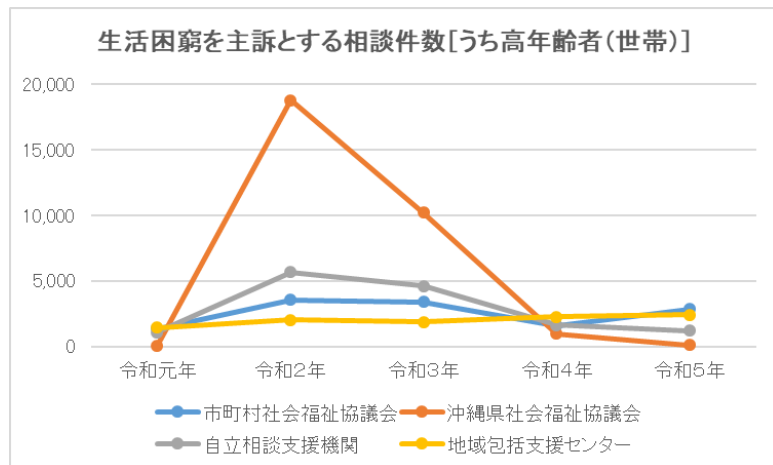
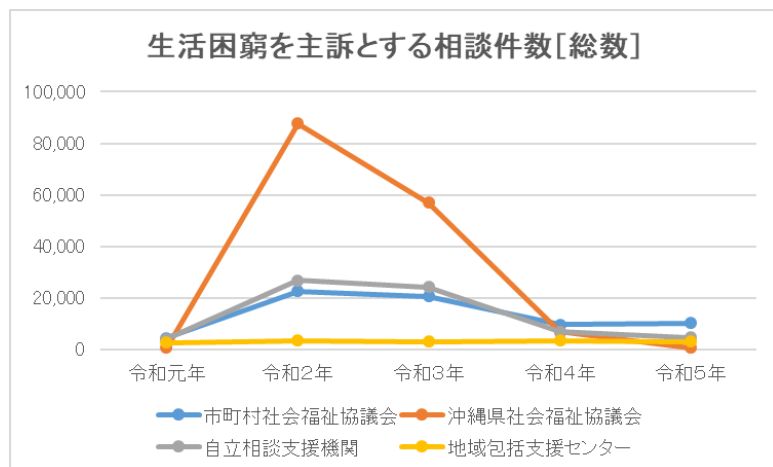
単身高齢者世帯の増加や物価高騰が続いている経済状況等を踏まえ、相談支援機関が対応した経済的な事由を中心とした高齢者(60歳以上)の抱える困りごとの状況について把握し、その課題解決に向けた支援策を検討していくための基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査の方法

- ①調査対象者 : 高齢者や生活困窮者からの相談に日常的に対応する機関・団体(142事業所)
- ・ 市町村社会福祉協議会、沖縄県社会福祉協議会 (回答数31(73.8%)/42事業所)
 - ・ 自立相談支援機関 (回答数12(100%)/12事業所)
 - ・ 地域包括支援センター (回答数71(80.7%)/88事業所)
- ②調査方法 : 県の電子申請システムを活用したWEB調査
- ③調査実施期間 : 令和6年2月20日(火)～令和6年3月18日(月)
- ④回収率 : 114事業所(80.3%)

2. 調査結果

(1)-①相談件数の推移について



生活困窮を主訴とする相談件数の推移については、特に令和2年と令和3年においては、新型コロナウイルスによる生活への影響に伴い、生活福祉資金の特例貸付を実施した沖縄県社会福祉協議会や申請窓口となった市町村社会福祉協議会、生活困窮者自立支援制度の実施主体である自立相談支援機関で令和元年度と比較し、大幅に増加した。

なお、全相談件数を新型コロナウイルスによる相談件数の増加の影響を受けていない令和元年と令和5年で比較すると、増加率は60.6%となった。

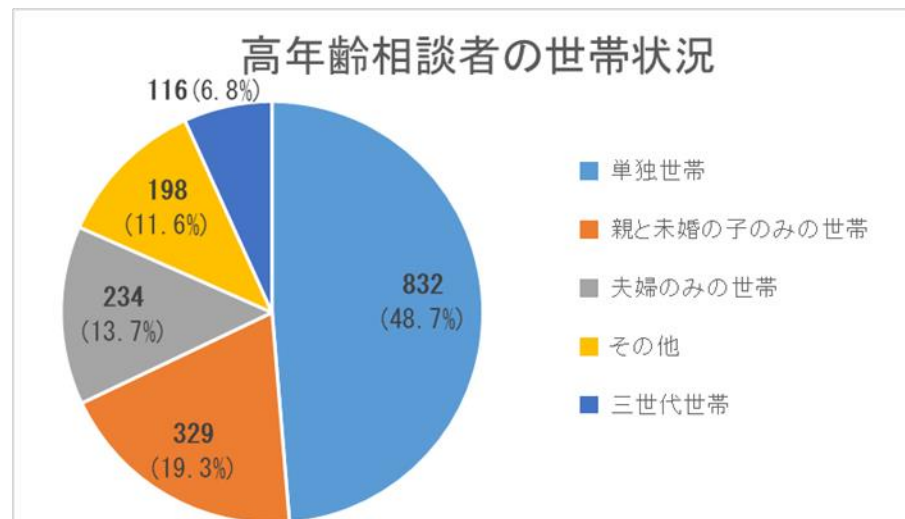
また、相談件数に占める高齢者(世帯)については、直近の5カ年間で約2割～4割であった。

■生活困窮を主訴とする相談件数の総数 (うち、高齢者(世帯))

単位: 件

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市町村社会福祉協議会	4,379 (1,373)	22,649 (3,545)	20,468 (3,398)	9,585 (1,606)	10,220 (2,835)
沖縄県社会福祉協議会※	509 (91)	87,674 (18,768)	56,872 (10,214)	6,846 (990)	521 (97)
自立相談支援機関	3,933 (1,079)	26,683 (5,675)	24,126 (4,632)	6,793 (1,624)	4,564 (1,202)
地域包括支援センター	2,537 (1,458)	3,365 (2,038)	3,079 (1,876)	3,456 (2,282)	2,934 (2,425)
合計	11,358 (4,001)	140,371 (30,026)	104,545 (20,120)	26,680 (6,502)	18,239 (6,559)
高齢者(世帯)の割合	35.2%	21.4%	19.2%	24.4%	36.0%

(2)-①生活困窮に関する高年齢相談者の世帯状況



調査対象事業所(市町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、地域包括支援センター)が令和5年(または直近)で相談を受けた高年齢の相談者のうち、生活困窮を主訴とした相談者の世帯状況については、「単独世帯」が約半数を占めている。

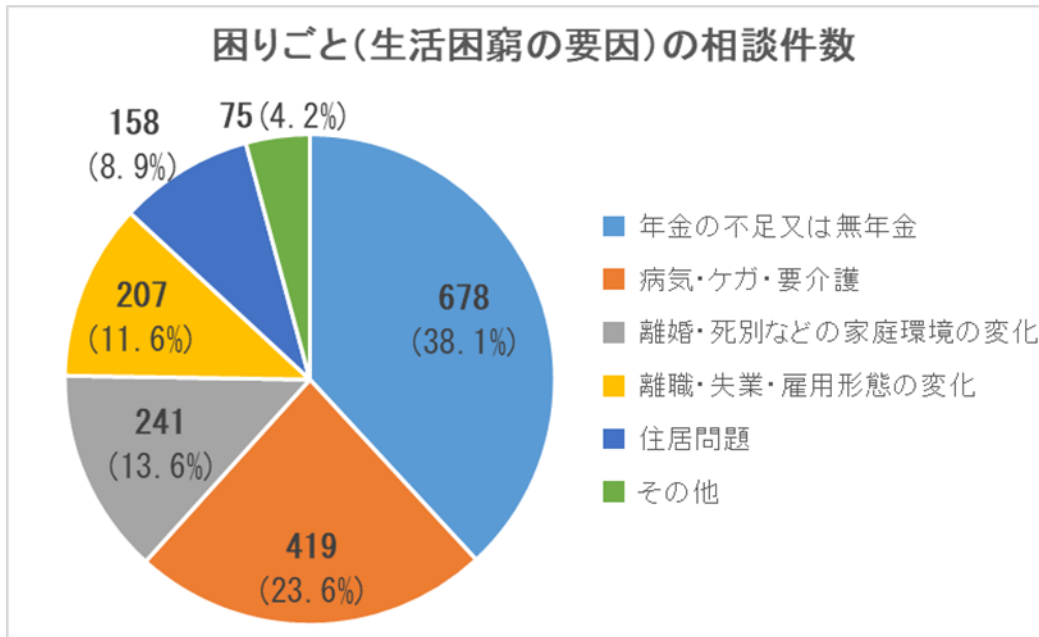
その他、生活困窮を主訴とする件数が不明である場合で、最も多いと思われるものについての質問においては、回答のあった93事業所のうち、82事業所で「単独世帯」が最も多いと回答している。

■世帯区分別の件数

単位: 件、%

	1 単独世帯	2 夫婦のみの世帯	3 親と未婚の子のみの世帯	4 三世帯世帯	5 その他	合計
市町村社会福祉協議会	234	102	71	78	58	543
自立相談支援機関	234	62	99	13	82	490
地域包括支援センター	364	70	159	25	58	676
合計	832 (48.7%)	234 (13.7%)	329 (19.3%)	116 (6.8%)	198 (11.6%)	1,709 (100.0%)

(2)-②生活困窮に関する相談の主な内容



調査対象事業所(市町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、地域包括支援センター)が令和5年(または直近)で相談を受けた高齢の相談者のうち、生活困窮を主訴とした相談者からの相談の主な内容については、「年金の不足又は無年金」が最も多く、38.1%であった。

次に「病気・ケガ・要介護」に関する相談が23.6%であった。

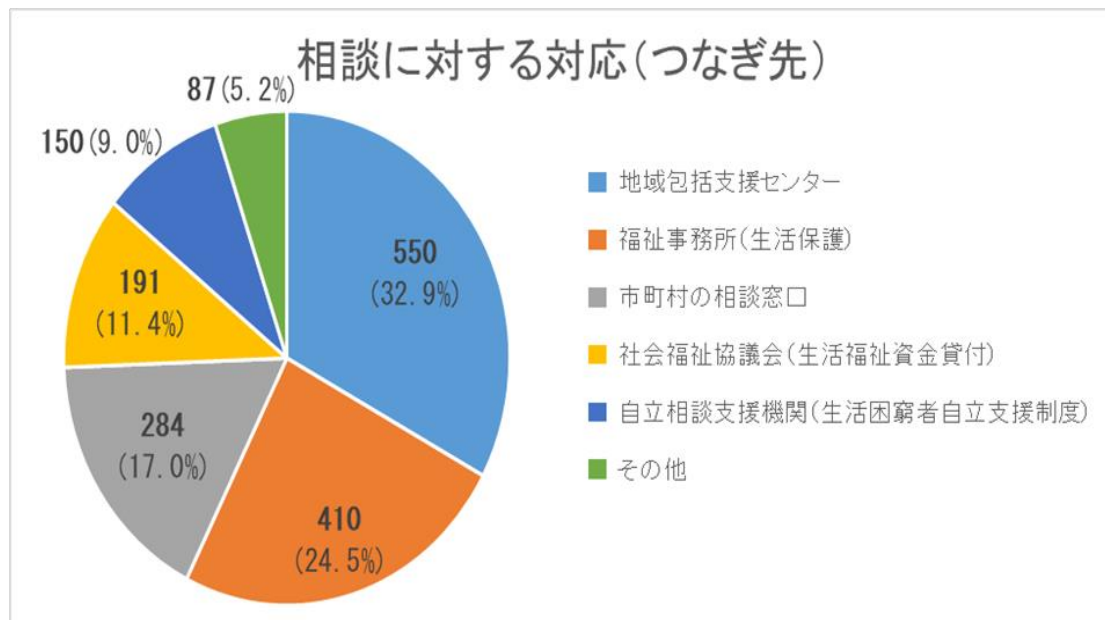
その他、生活困窮を主訴とする件数が不明である場合で、多いと思われるものについての質問においては、多い順に「年金の不足又は無年金(89事業所)」、「病気・ケガ・要介護(85事業所)」、「住居問題(52事業所)」の回答があった。

■困りごと(生活困窮の要因)別の相談件数

単位: 件、%

	1 年金の不足又は無年金	2 離職・失業・雇用形態の変化	3 病気・ケガ・要介護	4 離婚・死別などの家庭環境の変化	5 住居問題	6 その他	合計
市町村社会福祉協議会	484	164	304	235	123	14	1,324
自立相談支援機関	10	16	29	0	18	10	83
地域包括支援センター	184	27	86	6	17	51	371
合計	678 (38.1%)	207 (11.6%)	419 (23.6%)	241 (13.6%)	158 (8.9%)	75 (4.2%)	1,778 (100.0%)

(2)-③生活困窮に関する相談への主なつなぎ先について



調査対象事業所(市町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、地域包括支援センター)が令和5年(または直近)で相談を受けた高年齢の相談者のうち、生活困窮を主訴とした相談者からの相談対応におけるつなぎ先については、「地域包括支援センター」が最も多く、32.9%であった。

また、「福祉事務所(生活保護)」は24.5%であり、地域包括支援センターからのつなぎ先としては最も多くなっていた。

■相談対応(つなぎ先)別の件数

単位: 件、%

	1 福祉事務所 (生活保護)	2 社会福祉協 議会(生活福祉 資金貸付)	3 自立相談支 援機関(生活困 窮者自立支援 制度)	4 地域包括支 援センター	5 市町村の相 談窓口	6 その他	合計
市町村社会福祉協議会	231	168	137	458	256	20	1,270
自立相談支援機関	14	7	0	12	4	20	57
地域包括支援センター	165	16	13	80	24	47	345
合計	410 (24.5%)	191 (11.4%)	150 (9.0%)	550 (32.9%)	284 (17.0%)	87 (5.2%)	1,672 (100.0%)

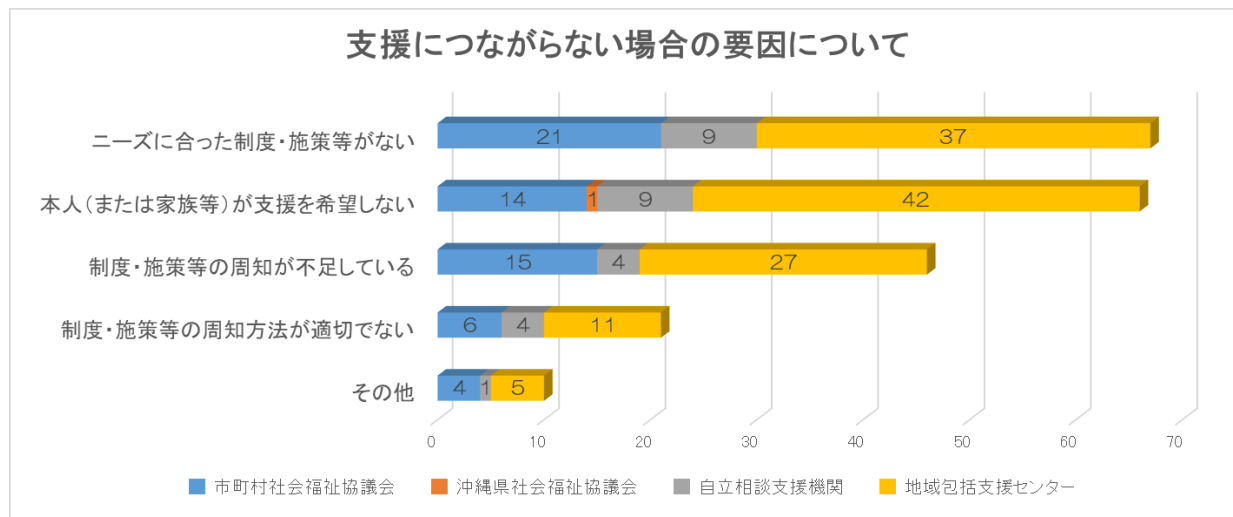
(2)-④生活困窮問題に対する制度・取組の改善等について(各相談支援機関からの意見)

高齢者(60歳以上)の生活困窮問題に対する支援に関する既存の制度・取組について、改善等が必要と思われる事項について自由記述により回答を求め、回答のあった意見を県において分類したところ、多い順に「住宅確保・居住支援に関すること」、「雇用・就労支援に関すること」、「金銭管理に関すること」、「身元保証・身寄り問題に関すること」、「連携強化、制度の狭間・縦割り解消に関すること」、「各支援制度の手続の見直し、要件緩和に関すること」であった。

意見の一部抜粋

- 独居高齢者住宅問題で、立ち退きを迫られ保証人のなり手もない事案あり。
- 高齢者の居住問題と生活困窮の問題が連動していることが多い。居住支援を市町村単位で支援する仕組みが必要と感じる。
- 高齢者の雇用の促進(仕事に見合った給与で高齢者が働き続けられる雇用制度)。
- 就労希望者が多いが就労先がなかなか無いので高齢者が就労できる場所の開拓。
- 生活保護制度の改善(生活困窮しているが、資産があるため生保受給できない)。
- 生活保護について扶養照会、車の保有により拒否となり生活の困窮状態が続いている。
- 施設費用も物価高の影響を受けており、一定の費用を超えると支払いできない。保護費の見直し検討も必要な時期になっている。
- 生活の基本になる金銭管理に関して、日常生活自立支援事業では利用まで時間がかかり、緊急一時預かり等の対応までには必要ない状況に予防的に関わる取り組みがない。
- 賃貸や貸付、サービス利用等の様々な契約において保証人が必要な場合に、身寄りがなく契約が難航するケースがある。
- 直接市の生活困窮に関する窓口にご相談しても、細かく相談内容を聞き取りされずに返されたりし、再度包括等へ相談にくることも多い。各々の相談機関の連携や支援体制の整備が必要と感じる。
- パーソナルサポートセンターに相談するが、事業に該当したことがない。ハードルが高い。
- 困窮の窓口の周知、権利擁護とセットで対応できる機関が必要。

(2)-⑤ 支援につながらない場合の要因について(各相談支援機関からの意見)



調査対象事業所(市町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、地域包括支援センター)が把握している生活困窮に陥った高齢者(60歳以上)で、適切な支援につながらない要因については、多くは「ニーズに合った制度・施策等がない」、「本人(または家族等)が支援を希望しない」ことにより、支援につながらない事例が多い状況であった。

その他、「制度・施策等の周知が不足している」、「制度・施策等の周知方法が適切でない」ことも支援につながらない要因となっている。

■生活困窮に陥った高齢者(60歳以上)が支援につながらない場合の要因(複数選択可)

単位:事業所

	1制度・施策等の周知が不足している	2制度・施策等の周知方法が適切でない	3ニーズに合った制度・施策等がない	4本人(または家族等)が支援を希望しない	5その他	合計
市町村社会福祉協議会	15	6	21	14	4	60
沖縄県社会福祉協議会	0	0	0	1	0	1
自立相談支援機関	4	4	9	9	1	27
地域包括支援センター	27	11	37	42	5	122
合計	46 (21.9%)	21 (10.0%)	67 (31.9%)	66 (31.4%)	10 (4.8%)	210 (100.0%)